

SBI ハイパー預金規定

この規定は、パワーフレックス口座をお持ちのお客さまが、SBI ハイパー預金（以下「この預金」といいます。）を利用される場合の当行の取扱いを記載したものです。

第1条(SBI ハイパー預金)

1. この預金は、お客さまが株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」といいます。）に開設された証券口座(以下「証券口座」といいます。)との資金の受け渡し等を目的として当行に開設される円預金であり、お客さまからの指示に基づくお取引のほか、SBI 証券からの指示に基づくお客さまと SBI 証券との取引等のためにご利用いただけます。
2. この預金の開設にあたっては、当行所定の方法により、本規定のほか、別途定める各取引に係る当行の規定に同意し、この預金の開設の申込みが必要です。
3. この預金に係るサービスを利用するには SBI 証券所定の方法により、SBI 証券が別に定める規定への同意が必要です。
4. 証券口座（この預金と同一名義のものに限ります。）を開設されていないお客さまは、この預金を開設することができません。
5. 当行所定の他社商品（以下「同時利用不可他社商品」といいます。）をご利用いただいているお客さまはこの預金を開設できません。また、この預金を開設後に、同時利用不可他社商品をご利用される場合は、この預金を休止する必要があります。
6. SBI 新生コネクトをご利用いただいているお客さまがこの預金の開設をお申込みいただいた場合は、SBI 新生コネクトは自動的に解約されます。
7. 当行は、お客さまのこの預金の残高を SBI 証券が提供する同社所定の WEB サイト上に当行所定の方法で表示することを目的として、当行から SBI 証券へお客さまのこの預金の残高の情報を当行所定の方法で提供します。
8. この預金では、少額預金利子の非課税制度(マル優)は取扱いません。

第2条(預入れ)

1. この預金への預入れは、次により取扱います。
 - (1) お客さま名義のパワーフレックス円普通預金(以下「円普通預金」といいます。)からの当行所定の方法による振替による預入れ
 - (2) SBI 証券からの指示に基づく振替による預入れ
2. この預金には、現金および手形、小切手、配当金領収証その他の証券を受入れません。
3. この預金は、為替による振込金を受入れません。
4. 第1項第(2)号による預入れにおいては、SBI 証券から当行あてに振替指示があったときは、当行はお客さまに通知することなく、かつ、SBI 証券からの当該振替金の支払いの有無にかかわらず、当該指示金額をこの預金に入金します。

第3条(払戻し)

1. この預金の払戻しは、次により取扱います。
 - (1) 円普通預金への当行所定の方法による振替による払戻し
 - (2) お客様がSBI証券で行った取引に基づきSBI証券から依頼された振替による払戻し
 - (3) SBI証券から請求データが送信された場合のこの預金からの引落しによる払戻し
2. 当行は、この預金に対してSBI証券から金額を指定した資金拘束依頼（SBI証券が指定した金額を以下「SBI指定拘束金額」といいます。）があったときは、前項(2)号に定める振替による払戻しが完了するまでの間、この預金の残高がSBI指定拘束金額を下回ることになる出金をできません（以下「本件資金拘束」といいます。）。ただし、引落しが完了していないなくても本件資金拘束を解除する場合があります。
3. 第1項第(2)号および(3)号においては、SBI証券から当行あてに請求があったときは、当行はお客様に通知することなく、SBI証券が指定する日に請求データに記載の金額をこの預金から引落しのうえ、SBI証券に支払います。この場合、当行は、パワーフレックス規約集、預金口座振替約款（SBI証券）および本規定にかかわらず、これらの規定所定のお客さまによる手続きを要しないこととします。

第4条(利息)

1. この預金の利息は、毎日の最終残高1円以上について付利単位を1円として、毎月の当行所定の日に、店頭等に表示する毎日の利率によって計算の上、この預金に組入れます。
2. 前項の利率は金融情勢の変化に応じて変更します。

第5条(定額自動振替サービス)

お客様は、この預金を開設した場合、当行所定の方法により、お客様の指定する振替日にお客さまの指定した金額を円普通預金から払い出し、この預金に入金するサービス（以下「定額自動振替サービス」といいます。）を利用することができます。ただし、当行は、当行の都合により、いつでも定額自動振替サービスを停止、終了または変更することができるものとします。

第6条(休止/解約)

1. お客様より休止の申出があった場合、当行はこの預金を休止します。その場合、この預金で利用されていた定額自動振替サービスは自動的に解約されます。
2. 事情を問わず（解約を含みます）証券口座が不存在となった場合、当行はこの預金の取引を停止することができます。その場合、この預金で利用されていた定額自動振替サービスは自動的に解約されます。
3. 第1項によりこの預金を休止する場合には、この預金の利息の精算を行い、元金は証券口座に入金し、利息は円普通預金に入金します。ただし、この預金休止時に証券口座が存在しない場合は、元金および利息を当行所定の方法で円普通預金に入金します。
4. 第1項に基づく預金の休止後、この預金を利用するには、あらためて第1条と同様の手続きによる再開申込みをしてください。
5. パワーフレックス口座が解約される場合には、パワーフレックス口座の解約に伴い、この預金も解約されます。

第 7 条(停止)

1. パワーフレックス取引共通規定に基づき、この預金について、その取引を制限もしくは停止する場合があります。
2. 第 1 項により取引を停止した場合、第 2 条(預入れ)および第 3 条(払戻し)の取引は行われません。

第 8 条(休眠預金等の取扱いについて)

円普通預金の残高が振替金額に満たない場合その他理由の如何を問わず定額自動振替サービスに関してお客様の指定した入出金が行われない場合、または定額自動振替サービスによる振替の指定が、取消し、解約その他理由の如何を問わず終了したことにより入出金が行われない場合には、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律およびパワーフレックス取引共通規定第 10 条第 7 項の定めにかかわらず、当行は、当該入出金が行われないことが確定した日をもって、同法に基づく「最終異動日等」として取り扱いません。

第 9 条(預金口座振替)

この預金を開設した場合、お客様が当行との間でこの預金の開設にあたり別途合意する「預金口座振替約款 (SBI 証券)」第 1 項および第 3 項がこの預金にも適用されるものとします。この場合、同約款第 1 項の次の定めを以下のとおり読み替えるものとします（下線は本条に限り表記するものであり、実際の読み替えにおいて使用するものではありません。）。

預金口座振替約款 (SBI 証券) 第 1 項：「…お客様のパワーフレックス口座の指定通貨普通預金口座（以下「預金決済口座」という）から引落しのうえ SBI 証券に支払うものとします。この場合、預金決済口座にかかる預金規定にかかわらず、…」

読み替え：「…お客様のパワーフレックス口座の日本円による証券連携専用預金（以下「SBI ハイパー預金口座」という）から引落しのうえ SBI 証券に支払うものとします。この場合、SBI ハイパー預金口座にかかる預金規定にかかわらず、…」

第 10 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当行の「パワーフレックス取引共通規定」「パワーフレックス口座円貨預金規定」「金融商品仲介サービス規定 (SBI 証券)」「パワーコール規定 (パワーフレックス用)」「パワーダイレクト取引規定」「パワーダイレクト API サービス利用規定」および「預金口座振替約款 (SBI 証券)」により取扱います。

第 11 条(規定の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由によりこの規定を変更する必要がある場合または民法その他の法令により認められる場合には、当行は、変更内容についてインターネットの利用、店頭掲示、郵送等適宜の方法で告知することにより、これを変更できるものとします。なお、変更日以降は、変更後の内容に従っていただくものとします。

以上
(2025 年 9 月 23 日現在)